

令和7年度社会の気運醸成に向けた民間主導の取組業務仕様書案

本仕様書は、こども家庭庁（以下「甲」という。）が発注する令和7年度社会の気運醸成に向けた民間主導の取組業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1. 委託業務名

令和7年度社会の気運醸成に向けた民間主導の取組業務

2. 委託業務の目的

人口減少時代の到来を踏まえ、希望する誰もが安心してこどもを持ち、育てることができるようにすることによって、少子化の流れを変えていくとともに、生涯にわたって活躍できる社会を実現することが重要である。

このためには、職場慣行を含めた働き方の見直しや社会全体の構造・意識の改革に向けて、企業や地域社会、高齢者や独身者なども含めすべての人が取り組もうとする「社会の気運醸成」が必要である。

社会全体の構造・意識の改革は、各界・各層の交流により、気づきが共有、広がることによって達成されると期待できることから、本業務は、経済界、労働界、地方自治体、各種関係団体、有識者、若者世代といった幅広い方々が参画する推進組織（以下単に「推進組織」という。）を設置し、各種業務を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 委託業務内容

（1）委託契約金額の上限

271,793,280 円（消費税及び地方消費税を含む）

（2）業務内容

① 推進組織の設置

事業の受託業者は、次に掲げる②から⑤までの全ての業務を実施するため、推進組織を設置する。

② 人口減少社会における気運醸成のためのシンポジウムの開催等

ア 全国シンポジウムの開催

人口減少社会における気運醸成のためのシンポジウムを契約期間内に1回開催することとし、そのための企画運営全般を行う。

イ 地方シンポジウムの開催の推進・協力支援

人口減少社会における気運醸成のために、都道府県等が主催するシンポジウムの開催を推進することとし、開催の働きかけをはじめ企画運営面で必要な協力支援を行う。

なお、具体的に対象とするシンポジウムについては、別途、甲から提示する（年間3か所程度を予定）。

ウ セミナーの開催

ア及びイのほか、人口減少社会における気運醸成のため個別のテーマによるセミナーを開催する

③ 情報発信業務及び対話交流業務

ア 情報発信業務

ホームページの開設や SNS の活用により、社会全体に向けた効果的な情報発信を行う。

また、訴求力のある広報コンテンツの開発やメディアとの対話などを通じて、社会全体の気運醸成を真に実現するための手段を講じる。

イ 対話交流業務

人口減少社会における気運醸成のためには、若者や女性の行動が鍵になるため、若者や女性を対象とした対話交流を実施する（回数については、契約締結後に甲と協議の上で決定するものとする）。

また、企業や地域における気運醸成の推進を担う人材を育成するとともに、優良事例の横展開を図る。

④ 調査研究業務

ア 人口問題に関する調査研究の実施及び推進

外部有識者と協力し、少子化の流れを変えるとともに、人口減少社会の在り方に関する調査研究を実施及び推進する取組を実施する。具体的な内容は、契約締結後に甲と協議の上で決定するものとする。

イ 人口問題に関する内外の研究者のプラットフォームとしての機能発揮

人口問題に関する内外の研究者が、組織、分野、地域等の垣根を越えて交流し、連携して取り組んでいくためのプラットフォームとしての機能を発揮することとし、そのための必要な取組を実施する。

⑤ 関係団体との交流業務

産業界、労働界、地方公共団体、子育て関係者をはじめとする各界の関係団体との間で、情報・意見交換を行うための場を設定するなど、活発な交流を行う。

⑥ 政策提言業務

②から⑤までの業務を踏まえ、少子化の流れを変えるとともに、人口減少社会の在り方を考える観点から、政府等に対し、必要な政策提言を行う。

(3) 推進組織の設置に当たっての留意点

① 推進組織の活動

推進組織は、人口減少社会における気運醸成のため、社会の各界・各層の参画を得るものであることから、活動に当たっては、委託先団体の名称ではなく、推進組織の名称により活動すること。

② 組織の構成員

推進組織は、社会全体の構造・意識の改革を目指し設立されるものであることから、経済団体、労働団体、地方関係団体、子育て関係団体等の幅広い団体、及び趣旨に賛同する有識者の参画が不可欠である。

したがって、これら各界・各層の者の参加が、設立時及び設立後においても、確実に担保されるものであること。

③ 組織運営体制

推進組織に代表者を置くとともに、関係各層から選定する構成員から構成される合議体の意思決定機関を設置するなど、意思決定の公正性、適正性が担保できるようにすること。併せて、業務執行に対する適切な監査体制を設けること。

また、推進組織の業務が確実に執行されるよう、適切な事務局体制を設置すること。

④ 若者・女性の意見の反映

業務の実施にあたっては、若者・女性の意見が適切に反映されるような配慮を行うこと。

5. 業務完了報告書の提出

乙は、事業完了後速やかに「業務完了報告書」を作成し、甲に提出するものとする。

6. 委託料の支払

委託料の支払は、原則として業務完了検査後、精算払とする。

7. その他

乙は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

(1) 法令遵守

乙は、関係法令を遵守して業務を遂行すること。

(2) 連絡調整

本業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

(3) 不測の事態への対応

乙は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態により提案内容の実施に支障が生じた場合、甲と協議の上速やかに対応すること。

(4) 一括再委託の禁止

乙は、乙が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、甲と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は業務の一部を委託することを可とする。

(5) 個人情報保護

乙又は乙から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(6) 守秘義務

乙又は乙から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 著作権等に係るもの

本業務の実施にあたり製作した成果品について生ずる著作権については、提案内容に応じて甲乙の協議に基づき決定する。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議のうえ決定する。

以上